資料1

財政制度等審議会 財政投融資分科会

説明資料

株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人福祉医療機構

令和４年12月９日
財 務 省 理 財 局

＜目　次＞

１．令和５年度の改要求の概要
（１）日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構
（２）日本公庫（特定）

（参考）新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

１．令和５年度の改要求の概要

（１）日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構

（２）日本公庫（特定）

（参考）新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

１－（１）－１　政府方針

○　今般の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある事業者への資金繰り支援が示されている。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）（抄）

第２章 経済再生に向けた具体的施策
Ⅰ．物価高騰・賃上げへの取組
１．エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援
（前略）
新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等に対し、借換え支援の強化や官民金融機関に対する柔軟な条件変更の要請等により資金繰り支援等を実施する。

・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（財務省、内閣府、経済産業省、金融庁、厚生労働省、農林水産省）

３．継続的な賃上げの促進・中小企業支援
（２）中小企業等の賃上げの環境整備
②中堅・中小企業が生み出す付加価値の向上
新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援する。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業・小規模事業者の収益力改善・債務減免を含めた事業再生・再チャレンジを支援することで、過剰債務を克服し、（中略）資本性資金（劣後ローン）への転換による資金繰り円滑化等を図る。

・日本政策金融公庫等による新型コロナ特別貸付等による資金繰り支援（財務省、経済産業省、内閣府）

１－（１）－２　令和５年度の改要求の概要［日本公庫（国民・中小）］

○　日本政策金融公庫（国民・中小）における財政投融資の改要求は以下のとおり。

（単位：億円）

国民

区分	令和４年度当初計画額	令和５年度当初要求額	令和５年度改要求額	改要求の増加額
事業規模	58,960	28,110	47,490	19,380
財政投融資	23,020	17,728	30,718	12,990
財政融資	23,000	17,600	30,700	13,100
産業投資	20	128	18	▲110
政府保証債	－	－	－	－

中小

区分	令和４年度当初計画額	令和５年度当初要求額	令和５年度改要求額	改要求の増加額
事業規模	33,700	18,300	27,400	9,100
財政投融資	11,969	13,835	19,240	5,405
財政融資	11,800	12,100	19,000	6,900
産業投資	169	1,735	240	▲1,495
政府保証債	－	－	－	－

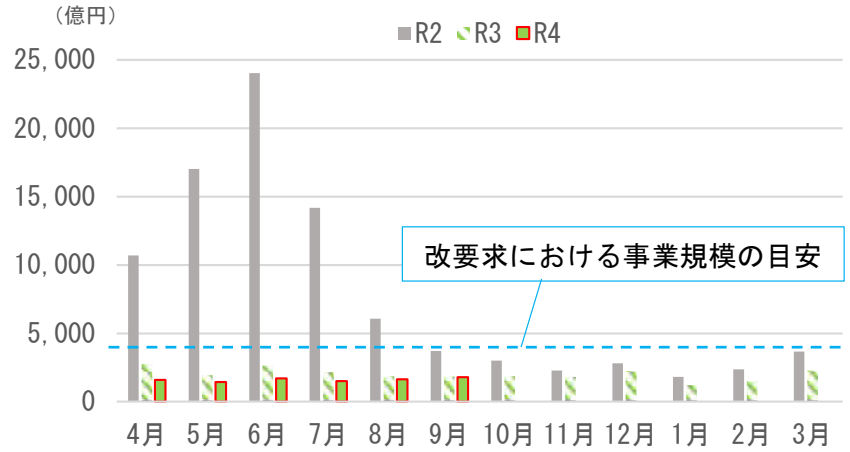

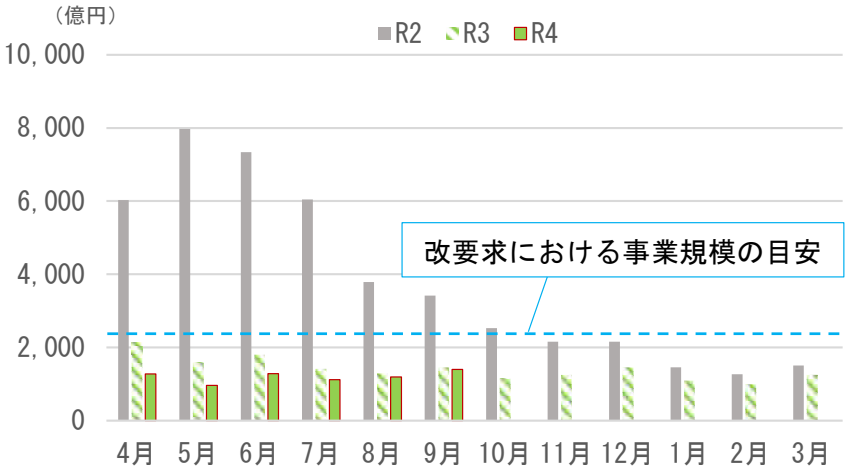

（注）貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。
　　また、「改要求における事業規模の目安」については、事業規模を12等分したもの。

１－（１）－３　令和５年度の改要求の概要［日本公庫（農林）、福祉医療機構］

○　日本政策金融公庫（農林）及び福祉医療機構における財政投融資の改要求は以下のとおり。

（単位：億円）

農林

区分	令和４年度当初計画額	令和５年度当初要求額	令和５年度改要求額	改要求の増加額
事業規模	7,100	6,590	8,190	1,600
財政投融資	6,270	6,090	7,660	1,570
財政融資	6,270	6,060	7,630	1,570
産業投資	－	30	30	－
政府保証債	－	－	－	－

福祉医療機構

区分	令和４年度当初計画額	令和５年度当初要求額	令和５年度改要求額	改要求の増加額
事業規模	8,686	2,705	3,301	596
財政投融資	8,565	2,046	2,642	596
財政融資	8,565	2,046	2,642	596
産業投資	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－

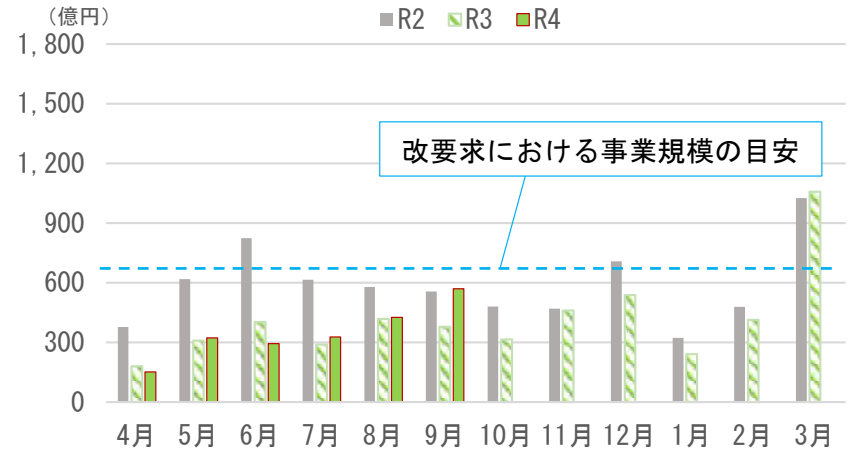

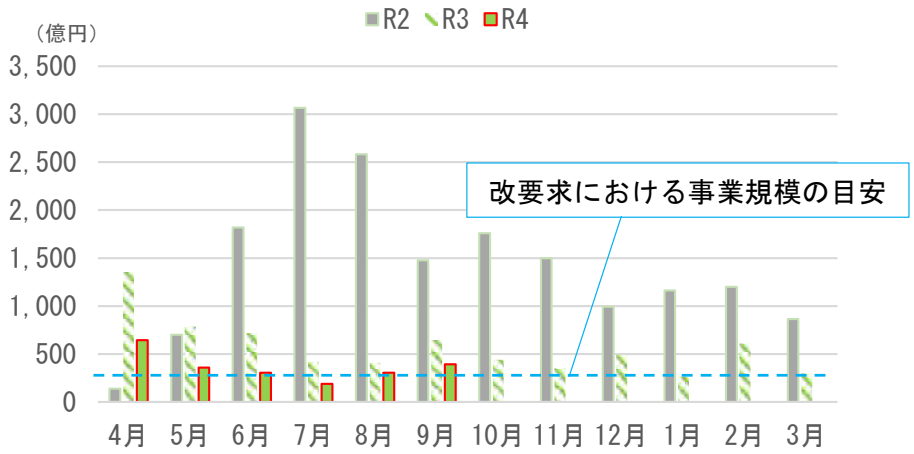

（注）貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。
また、「改要求における事業規模の目安」については、事業規模を12等分したもの。

１-（１）-４　令和５年度の改要求の概要［まとめ］

○　新型コロナウイルス感染症等関連融資に関する全体の改要求額は以下のとおり。

日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構の合計

（単位：億円）

区分	令和４年度 当初計画額	令和５年度 当初要求額	令和５年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	108,446	55,705	86,381	30,676
財政投融資	49,824	39,699	60,260	20,561
財政融資	49,635	37,806	59,972	22,166
産業投資	189	1,893	288	▲1,605
政府保証債	－	－	－	－

１－（１）－５　論点

＜論点＞

●　コロナ感染症の影響等を受けた事業者への資金繰り支援を確保しつつ、現下の資金需要等を踏まえた適切な事業規模となっているか。

１．令和５年度の改要求の概要

（１）日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構

（２）日本公庫（特定）

（参考）新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

１－（２）－１　特定事業等促進円滑化業務の概要

○　特定事業等促進円滑化業務は、特定の政策的要請（低炭素、事業再編、５Ｇ等）に沿った法律を根拠に、長期・大規模案件（当該政策的要請に沿った取組を進める事業者向け）に資金供給を行う制度。
○　具体的には、特定の法律に基づき、主務大臣より事業計画の認定を受けた認定事業者に対して、日本政策金融公庫を通じた長期・低利のツーステップ・ローンを原資とした指定金融機関による融資を実施するもの。

資金供給の流れ

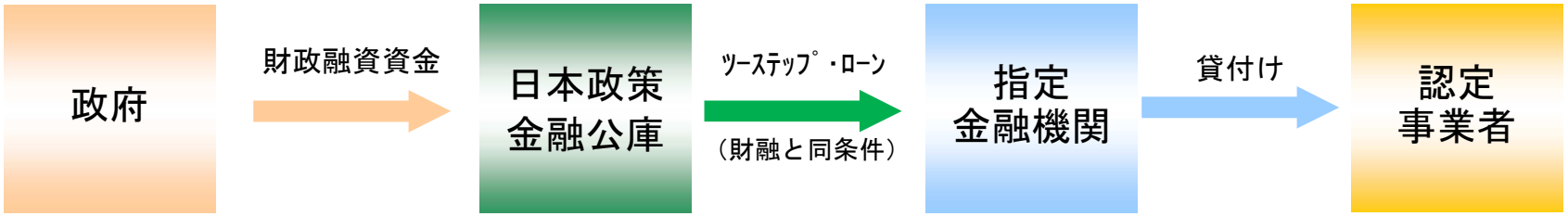

特定事業等促進円滑化業務の全業務

業務	特定事業 促進円滑化業務	事業再編 促進円滑化業務	事業適応 促進円滑化業務	開発供給等 促進円滑化業務	事業基盤強化 促進円滑化業務	導入 促進円滑化業務	供給確保 促進円滑化業務
根拠法	低炭素投資促進法	産業競争力強化法		５Ｇ促進法	造船法	海上運送法	経済安全保障推進法
業務 開始日	平成22年８月16日	平成26年１月20日	令和３年８月２日	令和２年８月31日	令和３年８月24日	令和３年８月24日	令和５年度 開始予定
業務 内容	指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)及び利子補給金の支給 ※利子補給金の支給は、事業適応促進円滑化業務（脱炭素化）のみ						
支援対象（事業所管大臣が計画認定）	エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業を実施する事業者	事業再編等を実施しようとする事業者等	事業適応（脱炭素化、事業再構築、ＤＸ投資）を実施する事業者	特定高度情報通信技術活用システムを開発供給等を実施する事業者	事業基盤強化を実施しようとする造船事業者	特定船舶を導入しようとする船舶運航事業者等	特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする事業者
主務大臣	経産大臣 財務大臣	経産大臣 財務大臣	経産大臣 財務大臣	経産大臣 財務大臣	国交大臣 財務大臣	国交大臣 財務大臣	内閣総理大臣 財務大臣
指定 金融機関	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行ほか 民間金融機関16行(※)	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	未定

（※）令和4年11月25日時点の行数。

１－（２）－２　経済安全保障推進法（「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」）の概要

法律の趣旨

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

１．基本方針の策定等（第１章） ※令和4年8月1日から施行

・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。

２．重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第２章） ※令和4年8月1日から施行

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップ・ローン等の支援

政府による取組

・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

・所管大臣による事業者への調査

３．基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第３章） ※公布日(令和4年5月18日)から1年9ヶ月以内に施行

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

４．先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第４章） ※令和4年8月1日から施行

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

５．特許出願の非公開に関する制度（第５章） ※公布日(令和4年5月18日) から2年以内に施行

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

1-(2)-3　第２章（サプライチェーン強靭化）に係る支援スキーム

○　民間事業者が、特定重要物資の供給確保計画を作成し、物資所管大臣が認定。
○　当該認定を受けた事業者に対し、日本政策金融公庫を通じた長期・低利のツーステップ・ローンを原資とした指定金融機関による融資や、安定供給確保支援法人等による助成を行う。
（※）主務大臣は、日本政策金融公庫及び指定金融機関の業務の実施に関する基本指針（供給確保促進円滑化業務等実施基本指針）を策定。

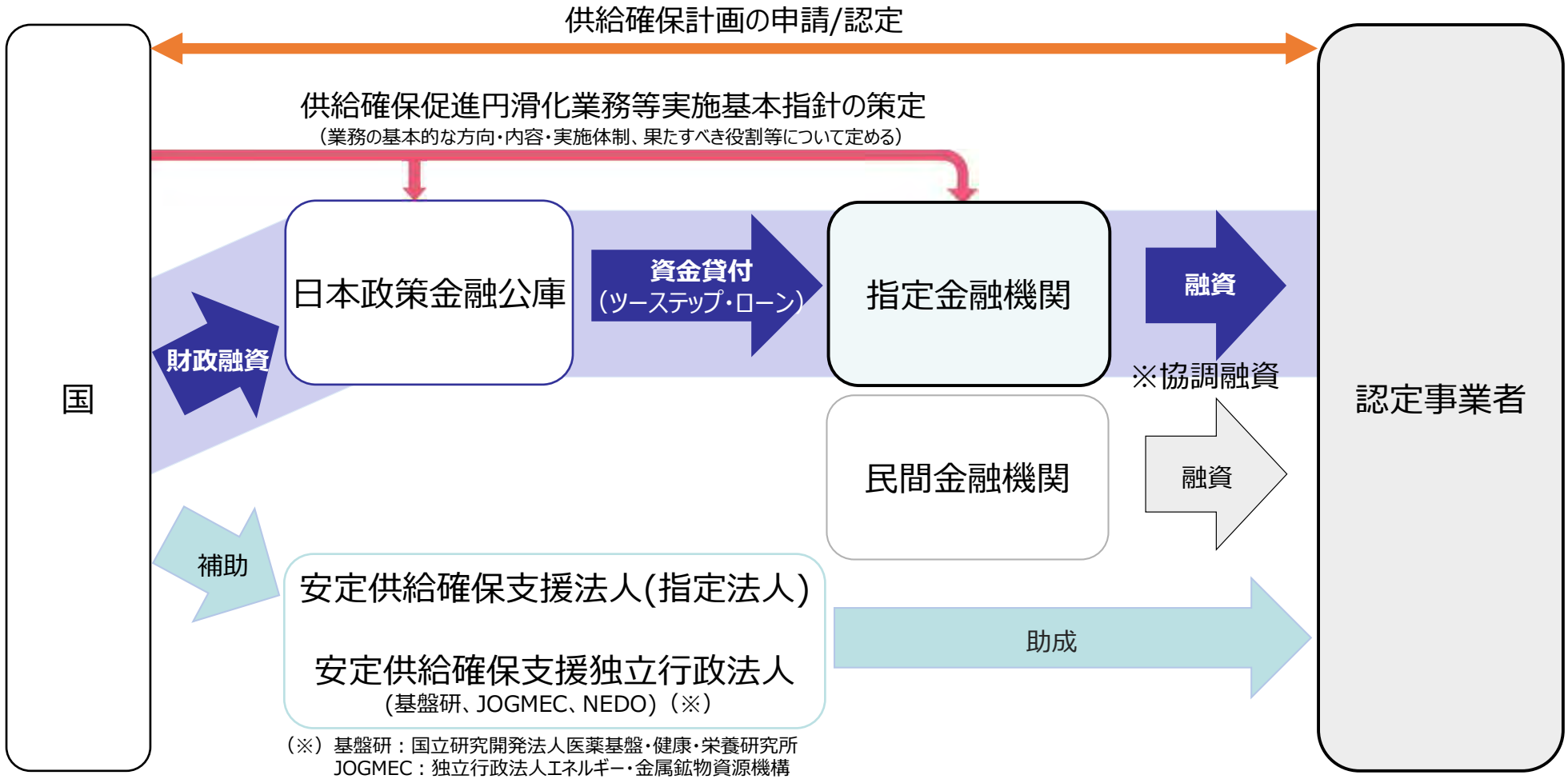

（※）基盤研：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
JOGMEC：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

１－（２）－４　改要求の概要

○　今般、特定重要物資として、半導体、蓄電池、抗菌性物資製剤、重要鉱物、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、クラウドプログラム、天然ガス、船舶関連機器の計11分野が指定される見通しとなったことから、供給確保促進円滑化業務に係る事業者の資金需要を調査した上で、改要求を実施。
（供給確保促進円滑化業務については、令和５年度当初要求においては、事項要求としていたところ、今般の改要求において600億円を要求）

（単位：億円）

	令和５年度当初要求額（A）	令和５年度改要求額（B）	増加額（B）－（A）
事業規模（①＋②）	1,767	2,367	600
財政投融資（①）	1,767	2,367	600
財政融資	1,767	2,367	600
自己資金等（②）	―	―	―

１－（２）－５　供給確保促進円滑化業務に係る政策的意義、民業補完性、償還確実性

政策的意義

○　特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする民間事業者（所管大臣が認定）に対して、指定金融機関を通じた長期・低利の資金を供給することにより、**特定重要物資等のサプライチェーンの強靭化**を図る。

民業補完性

○　大規模かつ回収に相応の期間を要することから**民間金融機関のみで対応することが困難な設備投資等の資金需要に対応**するもの。

○　供給確保促進円滑化業務等実施基本指針（主務大臣が策定。「実施基本指針」）において、**必要な資金が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上**であることを要件としつつ、**民間金融機関との協調融資**を原則とすることにより、民業補完性を担保。

償還確実性

○　以下のスキームを通じて償還確実性を確保することとしている。

【指定金融機関について】

① **実施基本指針において**、指定金融機関が行う供給確保促進業務（「業務」）の**基本的な方向・内容・実施体制等を規定**することにより、業務の適切性を確保。

② 業務の実施体制や人的構成等を審査した上で、**業務を適正かつ確実に実施可能と認められる金融機関を指定**。

【民間事業者について】

① 指定金融機関は、民間事業者に対する**与信審査を通じた適切な案件の選定・信用リスクの管理**、貸付け後の助言等を実施。

② 民間事業者が作成する供給確保計画について、所管大臣が**取組内容の適切性、取組の実施体制や必要資金の額・調達方法の適切性等を審査**した上で認定。認定を受けた民間事業者は、毎年度、計画の実施状況を所管大臣に報告。

１－（２）－６　論点

＜論点＞

●　新規業務である供給確保促進円滑化業務について、政策的意義や民業補完性、償還確実性は十分認められるか。

１．令和５年度の改要求の概要

（１）日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構

（２）日本公庫（特定）

（参考）新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

（参考１）新型コロナウイルス感染症関連融資実績

国民

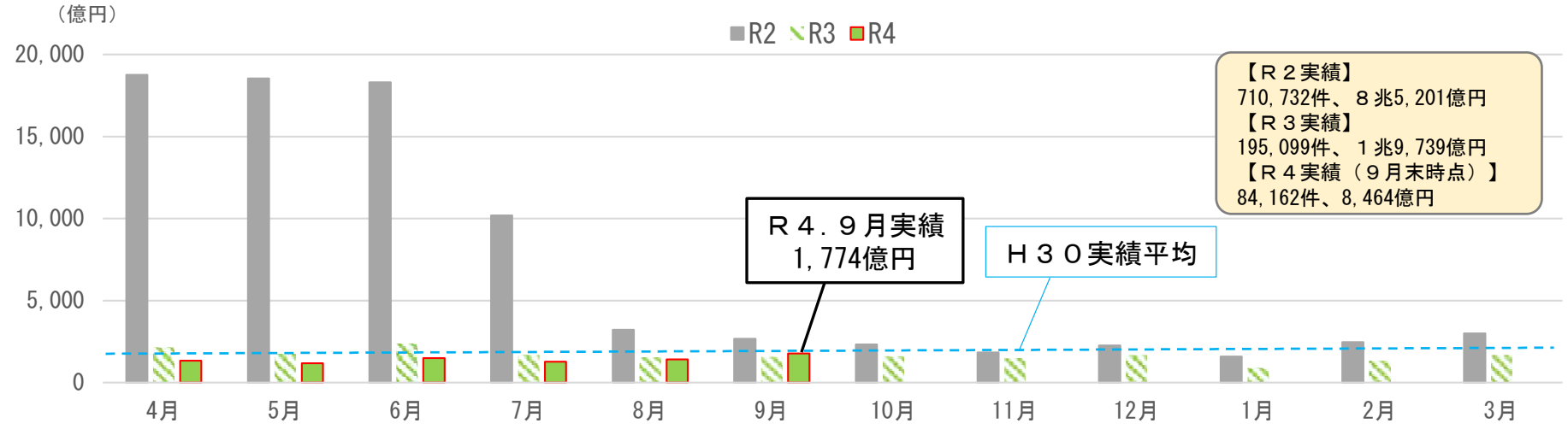

中小

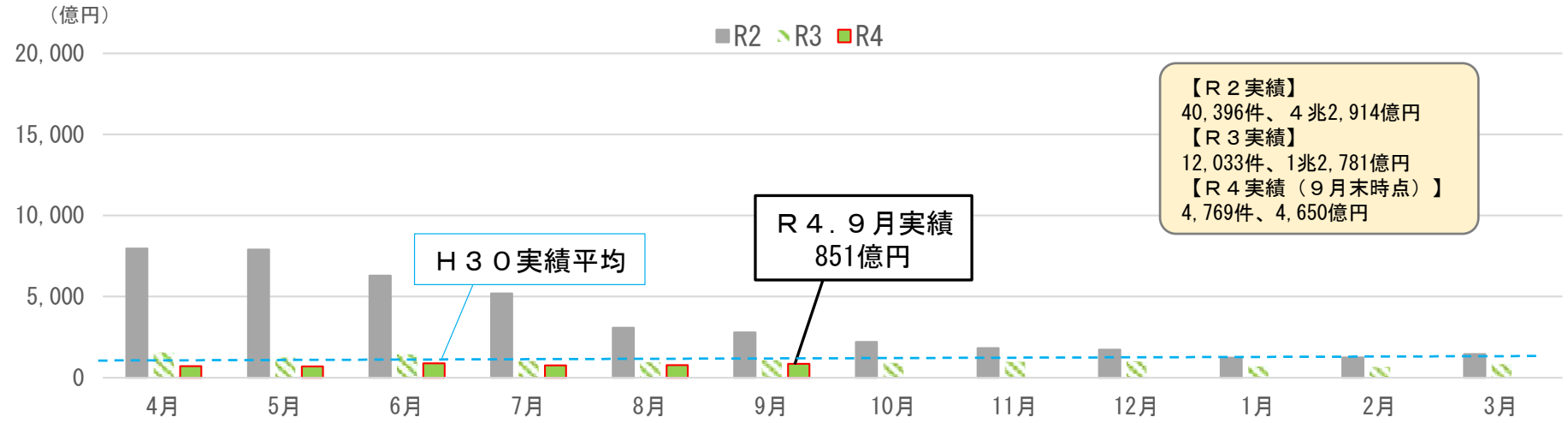

（注１）Ｒ２、Ｒ３及びＲ４は新型コロナウイルス感染症関連融資のみの実績。
（注２）「H30実績平均」は、H30の事業資金全体の実績を12等分したもの。

（参考２）新型コロナウイルス感染症関連融資実績

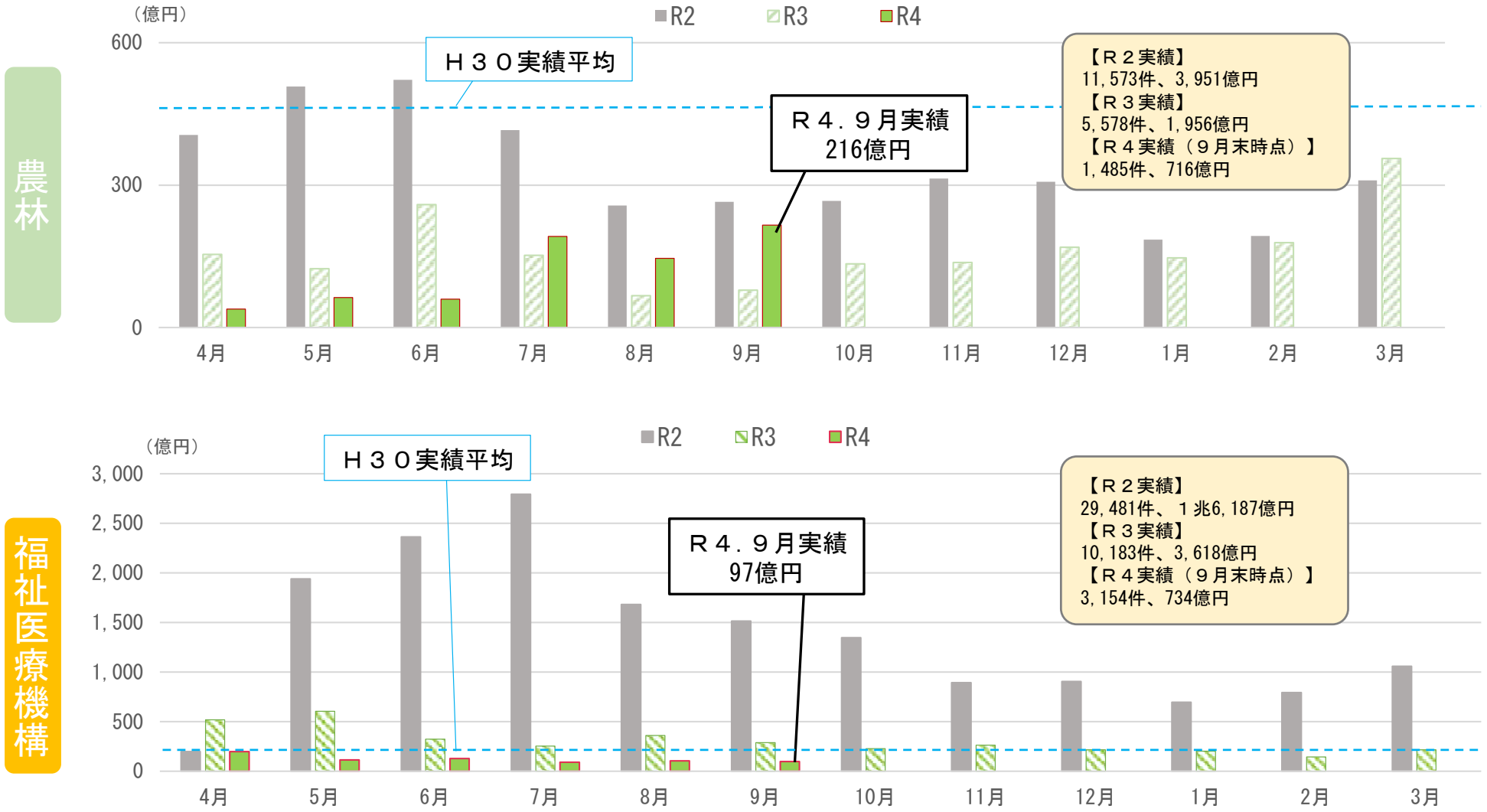

（注１）Ｒ２、Ｒ３及びＲ４は新型コロナウイルス感染症関連融資のみの実績。
（注２）「H30実績平均」は、H30の事業資金全体の実績を12等分したもの。

（参考３）新型コロナ対策資本性劣後ローン実績

公庫の新型コロナ対策資本性劣後ローンの実績推移

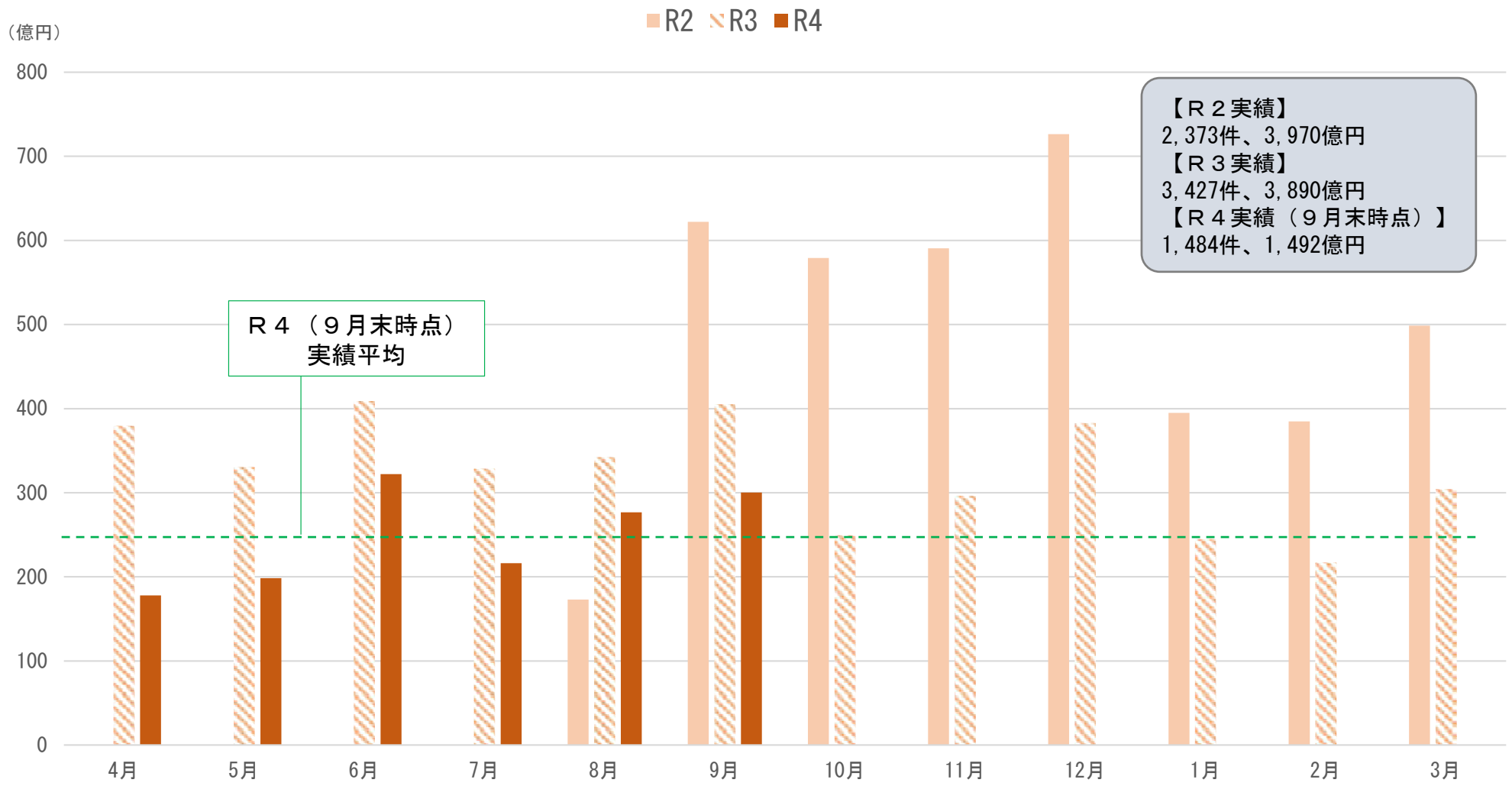

（注）「Ｒ４（９月末時点）実績平均」は、Ｒ４．９月末時点の新型コロナ対策資本性劣後ローンの実績を６等分したもの。

（参考４）政策対応に基づくコロナ関連融資残高（日本政策金融公庫）

○　新型コロナの影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰り支援として、令和２年３月より「スーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）」を実施している。
○　スーパー低利・無担保融資については、令和４年９月末時点で約１６．５兆円の融資を決定しており、そのうち残高は、約１２．９兆円となっている。

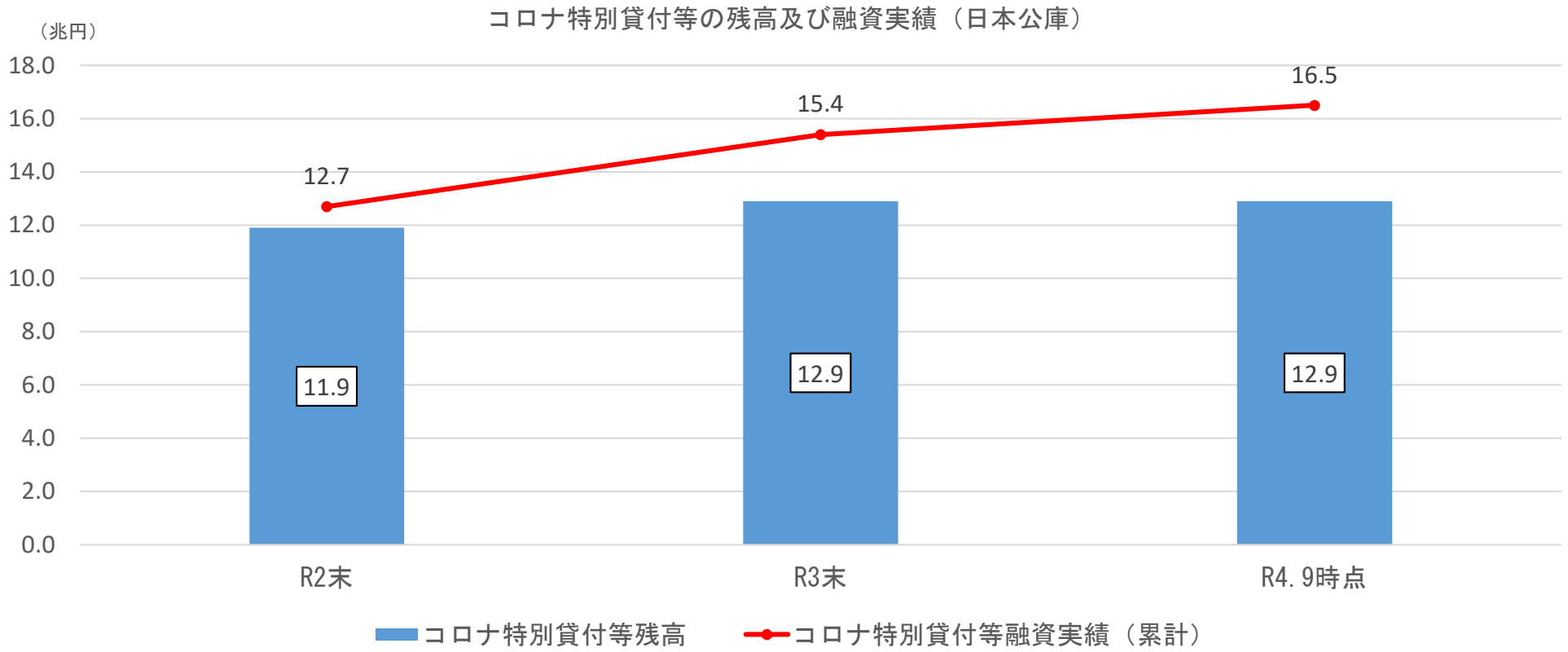

（注）融資実績は、制度創設当初から当該時点までの融資決定実績の累計値。

（参考５）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要［日本公庫（国民・中小）］

【令和４年１２月１日時点】

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">新型コロナウイルス感染症特別貸付</th></tr>
<tr><td>貸付対象</td><td colspan="3">新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者
（１）最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前４年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している
（２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合等は、最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して５％以上減少している者
①過去３ヵ月（最近１ヵ月含む。）の平均売上高
②令和元年12月の売上高
③令和元年10月から12月の平均売上高</td></tr>
<tr><td>貸付期間
＜据置期間＞</td><td colspan="3">設備資金：20年以内＜うち５年以内＞
運転資金：20年以内＜うち５年以内＞</td></tr>
<tr><td>貸付限度</td><td colspan="3">別枠　8,000万円（国民）、６億円（中小）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付金利</td><td>6,000万円以下（国民）</td><td rowspan="2">当初３年間：基準利率（災害）－0.9%、３年経過後：基準利率（災害）</td></tr>
<tr><td>４億円以下（中小）</td></tr>
<tr><td>6,000万円超（国民）</td><td rowspan="2">基準利率（災害）</td></tr>
<tr><td>４億円超（中小）</td></tr>
<tr><td>担保</td><td colspan="3">無担保</td></tr>
</table>

（注）R4.12.1現在の基準利率（災害）：中小1.03%、国民1.13%（貸付期間５年以内の場合。信用力や担保の有無にかかわらず一律。）

（参考６）「新型コロナ対策資本性劣後ローン」の概要［日本公庫（国民・中小）］

【令和４年１２月１日時点】

	新型コロナ対策資本性劣後ローン
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ①　J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者 ②　中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③　事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※１）されている事業者（※２） （※１）　原則として融資後概ね１年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※２）　民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象
貸付期間	５年１ヵ月、７年、10年、15年、20年のいずれか（期限一括償還）
貸付金利 （令和４年12月時点）	当初３年間及び４年目以降赤字の場合：0.50% ４年目以降黒字の場合：2.60%（５年１ヵ月、７年、10年）、2.70%（15年）、2.95%（20年）
貸付限度	別枠　１社あたり7,200万円（国民）、１社あたり10億円（中小）
担保・保証人	無担保・無保証人
特徴	①　金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ②　本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後

（参考７）「農林漁業セーフティネット資金」の概要［日本公庫（農林）］

【令和４年１２月１日時点】

	農林漁業セーフティネット資金（コロナ特例）
貸付対象	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある農林漁業者（注１）
貸付期間 ＜据置期間＞	15年以内＜うち３年以内＞
貸付限度	一般：1,200万円 特認（注２）：年間経営費等の12／12以内
貸付金利	5年貸付：0.35% 10年貸付：0.45% 15年貸付：0.65% ※令和４年11月18日現在の例
担保	無担保
備考	公益財団法人農林水産長期金融協会等が借入者に利子助成することで、貸付当初５年間（林業者については10年間）が実質無利子となる。 （注１）次に掲げる農林漁業者が対象。 個人：農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人：農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方　等 （注２）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から貸付限度額の引上げが必要と認められる場合に適用。

（参考８）「新型コロナウイルス対応支援資金」の概要［福祉医療機構］

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">新型コロナウイルス対応支援資金</td><td>【令和４年12月１日時点】</td></tr>
<tr><td>区分</td><td colspan="2">医療貸付</td><td>福祉貸付</td></tr>
<tr><td>貸付対象</td><td colspan="2">前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している施設等</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>貸付期間
＜据置期間＞</td><td colspan="2">15年以内＜5年以内＞</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td colspan="2">病院　7.2(10)億円、老健・介護医療院　１億円、診療所　4,000(5,000)万円、それ以外の施設4,000万円又は「前３年いずれかの年の同月からの減収の12ヶ月分」の高い方</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td colspan="2">① コロナ対応医療機関等
「病院　3(6)億円、診療所　4,000(5,000)万円」又は
「前３年いずれかの年の同月からの減収の6ヶ月分」の高い方

② ①以外の施設
病院　3(6)億円、老健・介護医療院1億円、診療所4,000(5,000)万円、
それ以外の施設4,000万円</td><td>6,000万円

※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合1億円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸付金利</td><td>① コロナ対応医療機関等
(1) 病院・診療所
「病院1(2)億円、診療所4,000(5,000)万円」又は
「前３年いずれかの年の同月からの減収の2ヶ月分」の高い方

(2) (1)以外の施設
老健・介護医療院１億円、それ以外の施設4,000万円</td><td>（当初５年間）
左記金額まで：無利子
左記金額超の部分：基準金利

（６年目以降）
基準金利</td><td rowspan="2">（当初５年間）
6,000万円まで：基準金利
6,000万円超の部分：基準金利＋0.8%
（６年目以降）
基準金利+0.8%

※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合
（当初５年間）
1億円まで：基準金利
1億円超の部分：基準金利＋0.8%
（６年目以降）
基準金利＋0.8%</td></tr>
<tr><td>② ①以外の施設
病院1(2)億円、老健・介護医療院1億円、
診療所4,000(5,000)万円、それ以外の施設4,000万円</td><td>（当初５年間）
左記金額まで：基準金利
左記金額超の部分：基準金利＋0.8%

（６年目以降）
基準金利＋0.8%</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">● （）内は前３年いずれかの年の同月から医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設の場合
● 「コロナ対応医療機関等」は、新型コロナウイルス感染症患者の受入、自宅・宿泊療養者に対する健康観察や診療の実施、医療人材の派遣等について、都道府県との間において、委託契約や協定の締結等を行った医療機関等</td><td>－</td></tr>
</table>